

「新入学児童学用品費」の前倒し支給のお知らせ

葉山町では、お子さんを町立小学校へ就学させるにあたり、経済的な理由でお困りの方に対し学用品費などの費用の一部を援助する制度（就学援助制度）を設けています。

認定者のうち、小学校1年生のお子さまがいる世帯に「新入学児童学用品費」を支給していますが、就学前に「小学校入学準備金」として前倒しで支給できる制度も設けています。

援助を希望される方は、次の条件を確認のうえ、申請期間内に手続きをしてください。

【対象となる世帯】

全ての条件を満たす方が対象となります。

1. お子さんがいる世帯が葉山町に住民票を有していること。
2. お子さんが令和7年4月に町立小学校1年生として入学予定であること。
3. 令和5年中の所得が就学援助制度の認定基準※を満たしていること。

※令和5年中の所得合計が生活保護基準額の1.5倍以下の世帯

※令和6年1月1日以降に転入した世帯は、所得を証明する書類が必要です(マイナンバーをご提示いただける場合を除く)。

《準要保護世帯所得額の目安(各世帯の構成人数、年齢などにより異なります)》

世帯人数	世帯構成	世帯の総所得額
3人	父母40歳、子10歳	3,470,000円
4人	父母40歳、子①10歳・子②5歳	4,000,000円
5人	父母40歳、子①13歳・子②10歳・子③5歳	4,950,000円
6人	父母40歳、子①13歳・子②10歳・子③5歳、祖母70歳	5,560,000円

【申請の手続き】

申請書配布開始	令和6年12月16日(月)
申請期間	令和6年12月16日(月) から 令和7年1月31日(金)まで
入手方法	葉山町教育委員会学校教育課窓口及び葉山町ホームページからダウンロード
支給額	57,060円
支給時期	令和7年3月中旬を予定

【注意事項】

- 令和7年度の就学援助(学用品費・校外活動費など)を希望される方は、入学後、改めて小学校などで別に配布する就学援助費交付申請書を提出する必要があります。
- 令和7年3月に前倒し支給を受けた方は、町立小学校1年生に支給する「新入学児童学用品費」は受給できません。
- 現在、きょうだいが町立学校に在籍し就学援助の認定を受けている方も毎年度申請が必要です。

ご不明な点がございましたら、問い合わせください

葉山町教育委員会 学校教育課 学務係 電話(046)876-1111 内線 7221